

「平成 24 年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」概要

保健福祉部健康増進課

1. 「平成 24 年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」について

平成 23 年 4 月 1 日施行の「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」では、知事が県議会に対し年次報告をすることとされています（第 10 条）。この報告書は、歯及び口腔の健康づくりの状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策及び講じようとする施策について、県議会へ報告するものです。

2. 県内における歯及び口腔の健康づくりの状況について

年代	項目	直近値		基本計画 目標値
		県	全国	
3 歳	むし歯のない者	75.9% (H22)	78.5% (H22)	80.0%
12 歳	1 人あたり 平均むし歯数	男 1.3 本 女 1.5 本 計 1.4 本 (H23)	男 1.1 本 女 1.3 本 計 1.2 本 (H23)	1.0 歯 以下

* 栃木県歯科保健基本計画（H24～29）の主要目標に係る直近値のうち、更新されたものを掲載

3. 平成 23 年度に講じた施策について

- (1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進関連事業
 - ・よい歯のコンクール（親と子、3 歳児、優良学校）や、とちぎ歯の健康センターで健康相談などを実施
 - ・歯科保健からの食育推進事業として、食育の担い手育成に係る事業を実施
 - ・市町や施設におけるフッ化物洗口実施支援事業を実施
- (2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及関連事業
 - ・健康教育（永久歯等対策事業）を実施
- (3) 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保関連事業
 - ・障害児者歯科医療システム診療機関運営事業で地域での医療機関の連携を促進
 - ・とちぎ歯の健康センターで障害児者等の歯科診療や福祉施設の巡回歯科相談指導を実施
 - ・要介護高齢者や障害児者の歯科保健に関する実態調査の実施
- (4) 歯科保健医療提供体制の整備関連事業
 - ・とちぎ歯の健康センターで歯科保健指導者・医療従事者研修などを実施

4. 平成 24 年度に講じようとする施策について

平成 23 年度の事業に加え、平成 24 年度は新たに以下の事業を実施

- ・生涯にわたる歯科保健・医療の充実推進事業（介護実務者を対象とした口腔ケア研修会の開催）
- ・在宅歯科診療連携事業（在宅歯科診療連携推進のための地域での体制整備および医療機器整備の支援）